

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱

令和5年6月28日

京丹後市告示第168号

(趣旨)

第1条 この告示は、PPA（電力販売契約（Power Purchase Agreement）をいう。以下同じ。）方式又はリース方式により太陽光発電設備及び蓄電池設備（太陽光発電設備と同時に設置する場合。以下同じ。）を設置する事業者に対し京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金（以下「補助金」という。）を交付し、京丹後市内における脱炭素かつ地域の資源が循環する社会の実現を促進するために、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号。以下「国要領」という。）、京丹後市補助金等交付規則（平成16年京丹後市規則第64号）及びこの告示に定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) PPA方式 PPA事業者の費用負担により、需要家が使用又は所有する物件（以下「需要家物件」という。）に太陽光発電設備及び蓄電池設備を設置し、及び維持管理を行い、当該太陽光発電設備により発電した電力を需要家に販売し、当該需要家物件（当該設備が設置された敷地と同一敷地内に存在する他の物件を含む。）に供給する方式
- (2) PPA事業者 PPA方式により、太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置、保守管理等を行う事業者
- (3) リース方式 需要家の電力使用量にかかわらず、契約期間におけるリース事業者への支払総額が定まっており、契約内容がファイナンスリース（契約期間中の契約総額が定まっており、需要家が太陽光発電設備及び蓄電池設備の取得価格及び諸経費の概ね全額をリース料として支払う契約をいう。）による賃貸借契約
- (4) リース事業者 リース方式により、太陽光発電設備及び蓄電池設備（太陽光発電設備と同時に設置する場合）の設置、保守管理等を行う事業者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助対象設備の要件は、別表第1に定めるところによる。

2 補助金の交付を受けてPPA方式又はリース方式により太陽光発電設備及び蓄電池設備を

設置しようとする事業者（以下「補助対象者」という。）が市内に事務所又は事業所を有しない場合は、補助対象事業の実施に係る太陽光発電設備及び蓄電池設備の設置、施工並びに保守管理を、京丹後市税条例（平成１６年京丹後市条例第８０号）第２３条第１項第１号に規定する個人のうち事業所得の申告をしている者、同項第２号に規定する者のうち市内に事務所若しくは事業所を有するもの又は同項第３号に規定する者に、その全部又は一部を請け負わせるものとする。

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する補助対象事業を実施するために必要な経費であって、別表第２に掲げるものとする。

２ 消費税及び地方消費税相当額は、前項の補助対象経費から除くものとする。

（補助対象者及び需要家の要件）

第５条 補助対象者及び需要家の要件は、別表第３に定めるとおりとする。

（補助金の額）

第６条 補助金の額は、別表第４に定めるとおりとし、当該補助金の額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、補助対象経費の額が当該別表に定める補助金の額を超えない場合は、当該補助対象経費の額を補助金の額とする。

（補助金の交付申請）

第７条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「補助申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、一の設備ごとに京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付申請書（別記様式第１号。以下「補助金交付申請書」という。）を別に定める期間において市長へ提出しなければならない。

（補助金の交付の決定等）

第８条 市長は、補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書面等を審査し、必要に応じて現地調査等を行った上で、補助金の交付の可否及び補助金の額を決定するものとし、交付の決定又は不交付の決定については京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第９号）により行うものとする。

（変更の承認申請）

第９条 補助金の交付の決定を受けた補助申請者（以下「補助事業者」という。）は、事業の計画を変更しようとするときは、遅滞なく京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金変更承認申請書（別記様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

２ 補助事業者は、事業の計画を変更しようとするときは、交付決定を受けた補助金の額を

超えて承認の申請をすることはできない。

3 市長は、第1項の規定による申請書を受理したときは、内容等を検討の上、変更の承認の可否を決定し、京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金変更承認（不承認）決定通知書（別記様式第10号の2）により補助事業者に通知するものとする。

（遅延等の報告）

第10条 補助事業者は、事業実施期間内に補助対象事業を完了することが困難であると見込まれるとき又は事業の完遂が困難となり事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、遅滞なく京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金事業遅延等報告書（別記様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業の着手）

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定の通知を受けた後に補助対象事業に着手するものとする。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。

（実績の報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、遅滞なく京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金実績報告書（別記様式第12号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 市長は、実績報告書を受理したときは、その審査を行い、補助対象事業の結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金確定通知書（別記様式第17号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助金の額の確定の通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金請求書（別記様式第18号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象設備の管理、制限等）

第15条 補助事業者は、補助対象事業により取得した設備（以下「補助対象設備」という。）について、補助事業を終了した年度の翌年度から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の主務大臣が別に定める期間を経過するまでの期間（以下「法定耐用年数期間」という。）において、善良な注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従っ

てその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象設備の補助金についての経理を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を法定耐用年数期間保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助対象設備を法定耐用年数期間内に処分しようとするときは、市に対してあらかじめ財産処分の申請を行い、その承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰すことのできない理由による補助対象設備の損傷又は滅失が生じた場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(補助金の返還)

第16条 市長は、補助事業者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消し、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年6月28日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日告示第95号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年7月25日告示第224号)

この告示は、令和6年7月25日から施行し、この告示による改正後の規定は、施行の日以後にされる交付の申請から適用する。

附 則 (令和6年11月18日告示第283号)

この告示は、令和6年11月18日から施行し、改正後の京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる交付の申請から適用する。

附 則 (令和7年4月21日告示第167号)

この告示は、令和7年4月21日から施行し、改正後の京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる交付の申請から適用する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象事業	補助対象設備の要件
--------	-----------

1 太陽光発電設備の設置	(1) 太陽光発電設備が故障した場合に、PPA方式又はリース方式による契約期間中は事業者により、速やかに交換又は修理が行われること。 (2) 需要家の敷地内に太陽光発電設備を設置する場合で、当該太陽光発電設備により発電して消費する電力量を、当該太陽光発電設備で発電する電力量の30パーセント以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50パーセント以上を当該太陽光発電設備と同一都道府県内の需要家が消費すること。 (3) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づくFIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。 (4) 当該補助金相当分が需要家に対する電力販売価格又はリース料金から控除されるものであること。 (5) 補助対象事業により設置した補助対象設備の法定耐用年数期間を満了するまで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (6) 太陽光発電設備は、国要領別紙2のうち、ア（ア）太陽光発電設備（自家消費型）の要件を満たしていること。
2 蓄電池設備の設置	(1) 1の太陽光発電設備の附帯設備であること。 (2) 1の太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 (3) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 (4) 当該補助金相当分が需要家又は賃借人に対する電力販売価格又はリース料金から控除されるものであること。 (5) 補助対象事業により設置した補助対象設備について、法定耐用年数期間を満了するまで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 (6) 蓄電池は、国要領別紙2のうち、ア（イ）蓄電池の要件を満たしていること。

別表第 2（第 4 条関係）

補助対象経費の区分	内容
業務費	補助対象事業に必要な設計に要する経費
設備費	補助対象事業の実施に必要な太陽光発電設備及び蓄電池設備の購入に要する経費
工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費

別表第 3（第 5 条関係）

1 補助対象者

区分	要件
PPA事業者	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。 (2) 京丹後市暴力団排除条例（平成 24 年京丹後市条例第 39 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でない者及び暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。 (3) 市税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していないこと。 (4) 京丹後市が需要家である場合にあっては京丹後市が契約の候補として選定した事業者であること。
リース事業者	(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号に該当する者でないこと。 (2) 京丹後市暴力団排除条例（平成 24 年京丹後市条例第 39 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でない者及び暴力団員等と密接な関係を有しない者であること。 (3) リース期間が法定耐用年数期間よりも短い場合には、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間の満了まで継続的に使用することを担保すること。 (4) 市税（延滞金及び督促手数料を含む。）を滞納していないこと。

2 需要家

需要家は、京丹後市暴力団排除条例（平成 24 年京丹後市条例第 39 号）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でない者及び暴力団員等と密接な関係を有しない者であって、次の各号
--

のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有し、又は有する予定の個人（事業を営む個人を含む。以下同じ。）
- (2) 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は有する予定の事業を営む者で個人以外のもの
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に規定する地縁による団体
- (4) 京丹後市（京丹後市長をいう。以下同じ。）

別表第4（第6条関係）

補助対象事業	設置区分	補助金の額
太陽光発電設備の設置	個人が需要家である場合	一の太陽光発電設備につき、公称最大出力1キロワット当たり7万円を乗じて得た額（当該額が70万円を超えるときは70万円）
	事業を営む個人が需要家である場合	一の太陽光発電設備につき、公称最大出力1キロワット当たり5万円を乗じて得た額（当該額が500万円を超えるときは500万円）
	事業を営む者で個人以外のものが需要家である場合	
	京丹後市が需要家である場合	一の太陽光発電設備につき、補助対象経費の2分の1以内の額
蓄電池設備の設置	個人が需要家である場合	蓄電池の蓄電容量1キロワットアワー当たりの価格の3分の1以内の額
	事業を営む個人が需要家である場合	
	事業を営む者で個人以外のものが需要家である場合	
	京丹後市が需要家である場合	蓄電池の蓄電容量1キロワットアワー当たりの価格の3分の2以内の額

備考

- 1 交付決定額の算定に用いる太陽光発電設備の公称最大出力は、太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方で、小数点以下を切り捨てた値とする。
- 2 交付決定額の算定に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、小数点第2位以下を切り捨てた値とする。
- 3 蓄電池の1キロワットアワー当たりの価格は、需要家が個人及び事業を営む者で個人以外のものである場合にあっては次の価格の3分の1の価格を上限とし、京丹後市の場合にあっては次の価格の3分の2を上限とする。
 - (1) 4,800Ah・セル相当のkWh未満：15万5千円／キロワットアワー（工事費込み・税抜き）
 - (2) 4,800Ah・セル相当のkWh以上：19万円／キロワットアワー（工事費込み・税抜き）

別記様式第1号（第7条関係）

交付決定番号
（市処理欄）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付申請書

年 月 日

京丹後市長 様

補助申請者（P P A事業者又はリース事業者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

印

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第168号）第7条の規定により補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

併せて、暴力団員等との関係を有しないことを誓約します。

なお、本補助金の交付にあたっては、京丹後市市税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（平成26年京丹後市規則第19号）第2条第1号に規定する市税等（附帯金を含む。）の納付状況について確認されることに同意します。

記

1 交付申請内容

(1) 補助対象事業の内容	☐ 太陽光発電設備 ☐ 太陽光発電設備及び蓄電池設備	
(2) 補助対象事業により設置する設備を使用する需要家の氏名又は名称	区 分	☐ 個人 ☐ 事業者（ ☐ 個人 ☐ 法人） ☐ 管理組合 ☐ 管理者 ☐ 町会・自治会 ☐ 京丹後市 ☐ その他（ ）
	氏名又は名称	
(3) 補助対象事業により設置する設備を使用する需要家の住所又は所在地		
(4) 補助対象経費（税抜）	太陽光発電設備	円
	蓄電池設備（同時に設置する場合）	円
(5) 補助金交付申請額	, 0 0 0 円	

2 振込先口座

金 融 機 関	金融機関名	支店名
	金融機関コード (4ケタ) 	支店コード (3ケタ)
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他 ()	
口座番号		
フリガナ		
口座名義 (漢字)		

(申請書に係る連絡先・書類送付先)

会社名		
所在地		
部課名		
担当者	フリガナ	
電話番号	事務所 : ()	—
	携帯電話 : ()	—
E-mail		

(添付書類確認欄) 交付申請書提出前にチェックを入れてください。

	添付書類		チェック
	補助金交付申請書 (別記様式第 1 号) (本書面)		☐
1 申請書に添付する書類			
(1)	事業計画書 (別記様式第 2 号)		☐
(2)	業務費、設備費、工事費に関する見積書の写し		☐
(3)	補助対象事業により導入する設備の仕様等がわかる書類		☐
(4)	京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金工事前写真 (別記様式第 4 号)		☐
(5)	収支予算書 (別記様式第 5 号)		☐
(6)	太陽光発電設備のモジュール配置図		☐
(7)	太陽光発電設備及び蓄電池配線図 (同時に導入する場合)		☐ ※1
(8)	初年度における年間推定発電量の根拠資料		☐
(9)	その他市長が必要と認める書類		☐
2 需要家の情報として添付する書類			
(1)	個人の場合	住民票	☐ ※1
	法人の場合	法人の登記事項証明書	☐ ※1
(2)	物件の所有者を示す登記事項証明書 (全部事項証明書) 及び 需要家の他に所有者がいる場合は、賃貸借契約書の写し (新 築と同時に設置する場合にあっては、実績報告時に登記事項 証明書又は契約書の写しを添付)		☐ ※1
(3)	補助対象事業に係る同意書 (別記様式第 3 号) ※ 需要家の他に所有者がいる場合には、全ての所有者から の同意書		☐ ※1、※2
(4)	補助対象設備を設置する施設の年間消費電力量の根拠資料		☐
(5)	誓約書 (別記様式第 6 号)		☐ ※1
3-1 リース方式の場合 (リース事業者において添付)			
(1)	誓約書 (別記様式第 6 号)		☐
(2)	京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金貸与料金の算定根 拠明細書 (別記様式第 8 号)		☐
(3)	法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措 置等を証明できる書類		☐
(4)	所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、法 定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保する書 類 (リース期間が法定耐用年数期間よりも短い場合)		☐ ※2
3-2 P P A 方式の場合 (P P A 事業者において添付)			
(1)	誓約書 (別記様式第 6 号)		☐
(2)	京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金 P P A サービス 料金の算定根拠明細書 (別記様式第 7 号)		☐
(3)	法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措 置等を証明できる書類		☐

備考 (1) ※1 は、需要家が京丹後市以外である場合に添付すること。

(2) ※2 は、該当する場合のみ提出すること。

別記様式第2号（第7条関係）

交付決定番号
(市処理欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

補助対象事業計画書

1 補助対象設備の設置場所

設置場所の名称	
所在地	

2 補助対象事業実施予定期間

着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

3 契約予定期間

契約予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

4 補助対象事業により導入する設備の概要

☐ 太陽光発電設備

太陽光発電設備	メーカー名	
	型式	
	最大出力①	kW
パワーコンディショナー	メーカー名	
	型式	
	最大出力②	kW
太陽光発電設備の出力 ①又は②のいずれか小さい方の出力		kW

☐ 蓄電池設備（同時導入の場合）

蓄電池	メーカー名	
	型式	
	蓄電容量	kWh

5 補助金交付申請額

区分	需要家	交付率	交付申請額
☐ 太陽光発電設備	☐ 個人	7万円/kW	, 000
	☐ 個人・京丹後市 以外の者	5万円/kW	, 000
	☐ 京丹後市	補助対象経費の 2分の1	, 000
☐ 蓄電池設備	☐ 個人	蓄電池の価格（円/kWh）の3分の1	, 000
	☐ 個人・京丹後市 以外の者	蓄電池の価格（円/kWh）の3分の1	, 000
	☐ 京丹後市	蓄電池の価格（円/kWh）の3分の2	, 000

備考

- 1 需要家が京丹後市以外である場合の交付決定額の算定に用いる太陽光発電設備の公称最大出力は、太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方で、小数点以下を切り捨てた値とする。
- 2 需要家が京丹後市以外である場合の交付決定額の算定に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、小数点第2位以下を切り捨てた値とする。
- 3 算出された交付申請額が、別記様式第1号の補助対象経費（税抜き）に記載された金額よりも高い場合は、当該補助対象経費の金額を交付申請額とする。

別記様式第3号（第7条関係）

交付決定番号
（市処理欄）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金に係る同意書

年 月 日

京丹後市長 様

同意者（需要家）

フリガナ	
氏名※ （自署）	
住所	（〒 - ）
電話番号	（ ） -

※ 法人にあつては名称及び代表者氏名

私が所有する物件について、下記のとおり補助対象設備を設置すること及び京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金を申請することに同意します。

記

1 申請者の氏名※	
2 申請者の住所	（〒 - ）
3 補助対象設備を設置する建物の所在地	
4 補助対象設備の種類	☐ 太陽光発電設備 ☐ 蓄電池設備

別記様式第4号（第7条関係）

交付決定番号
(市処理欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金

工事前写真

申請者	
-----	--

現況写真

設備を設置する建物の外観写真貼り付け位置

設備の設置予定場所の現況写真貼り付け位置

- ※ 写真は、カラー、横向きで撮影し、縦横比を変更することなく、枠に収まるように貼付すること。
- ※ 写真を2枚以上掲載する場合は、この台紙をコピーして使用すること。

収支予算書

1 収入

区分	予算額	備考
自己資金 (借入金含む)	円	
市補助金	円	京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金
合計	円	

備考

- (1) 補助対象経費に係る収入のみを記載すること。
- (2) 合計の金額は、2 支出の総計と一致すること。

2 支出

	設備	費目	予算額	備考
補助対象経費 (税抜)	太陽光発電設備	業 務 費	円	
		設 備 費	円	
		工 事 費	円	
		小 計①	円	
	蓄電池設備 (同時に設置の場合)	業 務 費	円	
		設 備 費	円	
		工 事 費	円	
		小 計②	円	
合 計③ (①+②)			円	
消費税④ (③×消費税率)			円	
総 計 (③+④)			円	

備考

- (1) 補助対象経費に係る支出のみを記載すること。
- (2) 「2 支出」の小計①及び小計②の金額は、補助金交付申請書（別記様式第1号）の「1 交付申請内容」の「(4)補助対象経費（税抜）」の設備ごとの金額と一致すること。
- (3) 「2 支出」の総計の金額は、「1 収入」の合計の金額と一致すること。

別記様式第6号（第7条関係）

交付決定番号
（市処理欄）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

補助申請者（P P A事業者又はリース事業者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

印

誓 約 書

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第168号）別表第1、別表第2及び別表第3に定める補助金の交付の要件を満たすこと、及び説明を求められたときは誠実に応じることを誓約します。

別記様式第7号（第7条関係）

交付決定番号
(市処理欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金 P P A サービス料金の算定根拠明細書

年 月 日

【 P P A 事業者】

郵便番号 (〒 -)

住 所

(ふりがな)

事業者名

(ふりがな)
代表者氏名

印

【需要家】

郵便番号 (〒 -)

住 所

(ふりがな)

氏名

(ふりがな)
代表者氏名

印

P P A 契約予定期間： 年 箇月

項目	通常料金 (円)	補助金適用料金 (円)	備考
整備工事費			
① 工事価格 (税抜)			
② 消費税 (①×消費税率)			
③ 小計 (①+②)			
④ 経費			
⑤ 補助金			
⑥ 小計 (税抜) (①-⑤)			
⑦ 小計 (税込) (③+④-⑤)			
保守運用事業費			
⑧ 点検・維持管理費 (税抜)			
⑨ 部品交換、修繕費 (税抜)			
⑩ 事業運営費 (税抜)			
⑪ 保険費、各種税等 (税抜)			
⑫ 小計 (税抜) (⑧+⑨+⑩+⑪)			
総事業費			
⑬ 合計 (税抜) (⑥+⑫)			
⑭ 想定自家消費電力量 (kWh)			
⑮ 電力販売単価 (円/kWh)			

※ ⑭の想定消費電力量に係る1年目の内容は、備考欄に記載すること。

別記様式第8号（第7条関係）

交付決定番号
(市処理欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金貸与料金の算定根拠明細書

年 月 日

【リース事業者】

郵便番号(〒 -)
住 所
(ふりがな)
名 称(ふりがな)
代表者氏名

印

【需要家（賃借人）】

郵便番号(〒 -)
住 所
(ふりがな)
名 称(ふりがな)
代表者氏名

印

ファイナンスリース契約予定期間： 年 箇月

項目	通常料金 (円)	補助金適用料金 (円)	備考
整備工事費			
① 工事価格（税抜）			
② 消費税（①×消費税率）			
③ 小計（①＋②）			
④ 経費			金利等を記載
⑤ 補助金			
⑥ 小計（税抜）（①－⑤）			
⑦ 小計（税込）（③＋④－⑤）			
保守運用事業費			
⑧ 点検・維持管理費（税抜）			
⑨ 部品交換、修繕費（税抜）			
⑩ 事業運営費（税抜）			
⑪ 保険費、各種税等（税抜）			
⑫ 小計（税抜）（⑧＋⑨＋⑩＋⑪）			
総事業費			
⑬ 合計（税抜）（⑥＋⑫）			
⑭ 想定自家消費電力量（kWh）			
⑮ リース料金（ ）			

※ ⑭の想定消費電力量に係る1年目の内容は、備考欄に記載すること。

※ ⑮のリース料金に係る括弧内には、リース期間の単位を記載すること。

別記様式第9号（第8条関係）

交付決定番号
(市処理欄)

[illegible]

第 号
年 月 日

様

京丹後市長

印

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第168号）第8条の規定に基づき京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金の交付を下記のとおり交付（不交付）の決定をしたので通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 _____, 0 0 0 円
- 2 交付決定番号 _____
- 3 附帯条件 _____
- (3 不交付の場合における理由)

別記様式第10号（第9条関係）

交付決定番号
（市処理欄）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

京丹後市長 様

補助事業者（P P A事業者又はリース事業者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

印

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金変更承認申請書

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第168号）第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 申請者

フリガナ	
名 称	
住 所	
代 表 者 名 役 職 氏 名	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	

2 変更内容

変更がある箇所について、変更内容を記載してください。

(1) 太陽光発電設備

太陽電池モジュール							
公称最大出力 と使用枚数	①		W×		枚＝		W
	②		W×		枚＝		W
	③		W×		枚＝		W
	④		W×		枚＝		W
太陽電池の最大出力				W⇒			kW

補助金交付申請額

_____ 問

補助対象経費（税抜）

_____ 円

(2) 蓄電池設備

- ☐蓄電池を同時導入しない

- ☐蓄電池を同時導入する

メーカー名	
型式	
蓄電容量	kWh

(3) 変更後の補助金交付申請額

補助金交付申請額

_____ 円

補助対象経費（税抜）

_____ 円

3 その他の変更内容

変更内容	

第 号
年 月 日

様

京丹後市長



京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金変更承認（不承認）決定通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金について、京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第168号）第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 変更承認申請のあった交付決定番号

2 決 定 の 内 容
(不承認の理由)

承認 ・ 不承認

3 変更後交付決定額

円

別記様式第11号（第10条関係）

交付決定番号
(市処理欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

年 月 日

京丹後市長 様

補助事業者（P P A事業者又はリース事業者）

所 在 地

事 業 者 名

代表者職氏名

印

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金事業遅延等報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた京丹後市太陽光
発電設備等設置促進補助金に係る事業の遅延等（遅延・中止・廃止）について、京丹後市太陽
光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第168号）第10条の規定に
より下記のとおり報告します。

記

- 1 補助対象設備の区分及び取得概要
- 2 補助対象事業の進捗状況及び支出済経費
- 3 遅延等（遅延・中止・廃止）の理由
- 4 補助対象事業の完了予定期日

年 月 日

交付決定番号
(市処理欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金実績報告書

年 月 日
京丹後市長 様

補助事業者（P P A事業者又はリース事業者）
所在地
事業者名
代表者職氏名 印

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金に係る事業実績について、京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第168号）第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事業完了日	年 月 日
-------	-------

【添付書類確認欄】 実績報告書提出前にチェックを入れてください。

	添付書類	確認欄
	補助金実績報告書（別記様式第12号）（本書面）	☐
1	実績報告書に係る添付する書類	
(1)	事業結果報告書（別記様式第13号）	☐
(2)	補助対象事業に係る工事請負契約書の写し	☐
(3)	収支決算書（別記様式第14号）	☐
(4)	京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金工事後写真（別記様式第15号）	☐
(5)	その他市長が必要と認める書類	☐
2-1	リース方式に係る添付書類（リース事業者において添付）	
(1)	ファイナンスリース契約書の写し	☐
(2)	太陽光発電設備及び蓄電池設備（蓄電池を同時に導入する場合）の補助対象経費を支払ったことが分かる領収書等	☐
(3)	太陽光発電設備及び蓄電池設備（蓄電池を同時に導入する場合）の配線図	☐
(4)	補助金還元確認書（別記様式第16号）	☐
2-2	P P A方式に係る添付書類（P P A事業者において添付）	
(1)	P P A契約書の写し	☐
(2)	太陽光発電設備及び蓄電池設備（蓄電池を同時に導入する場合）の補助対象経費を支払ったことが分かる領収書等	☐
(3)	太陽光発電設備及び蓄電池設備（蓄電池を同時に導入する場合）の配線図	☐
(4)	補助金還元確認書（別記様式第16号）	☐

【記入・提出するときの注意点】

実績報告の内容の確認をすることがありますので、本報告書のコピーをとり、補助金の交付もしくは補助対象事業の廃止まで保管してください。

交付決定番号
(市処理欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

事業結果報告書

1 補助対象設備の設置場所

事業所の名称	
所在地	

2 補助対象事業実施期間

着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

3 契約期間

契約日	年 月 日	満了日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

4 補助対象事業により導入する設備の概要

☐ 太陽光発電設備

太陽光発電設備	メーカー名	
	型式	
	出力	kW
パワーコンディショナー	メーカー名	
	型式	
	出力	kW
太陽光発電設備の出力		kW

☐ 蓄電池設備（同時導入の場合）

蓄電池	メーカー名	
	型式	
	蓄電容量	kWh

5 補助対象経費の内訳

項 目	金 額	備 考
①補助対象経費(税抜)	円	
②補助対象外経費(税抜)	円	
小計（①＋②）	円	
消 費 税 額	円	
契 約 額	円	契約書の金額と一致すること

備考

- 1 交付決定額の算定に用いる太陽光発電設備の公称最大出力は、太陽光発電設備の公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力の合計値の低い方で、小数点以下を切り捨てた値とする。
- 2 交付決定額の算定に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値で、小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

収支決算書

1 収入

区分	決算額	備考
自己資金 （借入金含む）	円	
市補助金	円	京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金
合計	円	

備考

- (1) 補助対象経費に係る収入のみを記載すること。
- (2) 合計の金額は、2 支出の合計と一致すること。

2 支出

	設備	費目	決算額	備考
補助対象経費 (税抜)	太陽光発電設備	業 務 費	円	
		設 備 費	円	
		工 事 費	円	
		小 計①	円	
	蓄電池設備 (同時に設置の場合)	業 務 費	円	
		設 備 費	円	
		工 事 費	円	
		小 計②	円	
合 計③ (①+②)			円	
消費税④ (③×消費税率)			円	
総 計 (③+④)			円	

備考

- (1) 補助対象経費に係る支出のみを記載すること。
- (2) 「2 支出」の合計の金額は、事業結果報告書（別記様式第13号）の「5 補助対象経費の内訳」の「①補助対象経費(税抜)」に消費税額を加算した金額と一致すること。
- (3) 「2 支出」の総計の金額は、「1 収入」の合計の金額と一致すること。

交付決定番号
（市処理欄）

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金工事後写真

申請者			現況写真
-----	--	--	------

設備を設置した物件の外観写真貼り付け位置

設備の設置場所の現況写真貼り付け位置

- ※ 写真は、カラー、横向きで撮影し、縦横比を変更することなく、枠に収まるように貼付すること。
- ※ 写真を2枚以上掲載する場合は、この台紙をコピーして使用すること。

別記様式第16号（第12条関係）

交付決定番号
(市処理欄)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

補助金還元確認書

年 月 日

【PPA事業者 ・ リース事業者】

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

京丹後市から交付を受けた京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金の全てを、需要家が（ PPA方式 ・ リース方式 ）により契約期間中に支払う電気料金総額又はリース料金総額から控除します。需要家への補助金還元方法等については、下記のとおりです。

記

1 補助金交付前後の電気利用料金及び契約に係る経費

(1) PPA方式による場合

項目	通常料金 (円)	補助金適用 料金 (円)	備考
整備工事費			
① 工事価格 (税抜)			
② 消費税 (①×消費税率)			
③ 小計 (①+②)			
④ 経費			
⑤ 補助金			
⑥ 小計 (税抜) (①-⑤)			
⑦ 小計 (税込) (③+④-⑤)			
保守運用事業費			
⑧ 点検・維持管理費 (税抜)			
⑨ 部品交換、修繕費 (税抜)			
⑩ 事業運営費 (税抜)			
⑪ 保険費、各種税等 (税抜)			
⑫ 小計 (税抜) (⑧+⑨+⑩+⑪)			
総事業費			
⑬ 合計 (税抜) (⑥+⑫)			
⑭ 想定自家消費電力量 (kWh)			
⑮ 電力販売単価 (円/kWh)			

※ ⑭の想定消費電力量に係る1年目の内容は、備考欄に記載すること。

(2) リース方式による場合

項目	通常料金 (円)	補助金適用 料金 (円)	備考
整備工事費			
① 工事価格 (税抜)			
② 消費税 (①×消費税率)			
③ 小計 (①+②)			
④ 経費			金利等を記載
⑤ 補助金			
⑥ 小計 (税抜) (①-⑤)			
⑦ 小計 (税込) (③+④-⑤)			
保守運用事業費			
⑧ 点検・維持管理費 (税抜)			
⑨ 部品交換、修繕費 (税抜)			
⑩ 事業運営費 (税抜)			
⑪ 保険費、各種税等 (税抜)			
⑫ 小計 (税抜) (⑧+⑨+⑩+⑪)			
総事業費			
⑬ 合計 (税抜) (⑥+⑫)			
⑭ 想定自家消費電力量 (kWh)			
⑮ リース料金 ()			

※ ⑭の想定消費電力量に係る1年目の内容は、備考欄に記載すること。

※ ⑮の括弧内には、リース料金の期間に係る単位を記載すること。

第 号
年 月 日

様

京丹後市長 印

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金については、京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年京丹後市告示第168号）第13条の規定により下記のとおり補助金の額の確定をしたので通知します。

記

- 1 交付決定番号
- 2 補助金交付確定額 , 0 0 0 円
- 3 補助金に係る経理については、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後、法定耐用年数期間保存しなければならない。

別記様式第18号（第14条関係）

京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金請求書

請求金額		百	十	万	千	百	十	円
						0	0	0

ただし、次に係るもの

交付決定番号

補助対象事業の区分

補助金交付確定額 , 0 0 0 円

既交付済額 円

未交付額 円

今回交付請求額 , 0 0 0 円

年 月 日付け 第 号により交付確定のありました補助対象事業について、京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付要綱（令和5年年京丹後市告示第168号）第14条の規定により請求します。

年 月 日

京丹後市長 様

補助事業者（PPA事業者又はリース事業者）

所在地

事業者名

代表者職氏名

印

振込口座（いずれかのチェック欄(□)に『✓』を入れてください。）

- ☐ 京丹後市太陽光発電設備等設置促進補助金交付申請書（別記様式第1号）において指定した口座へ補助金を振込願います。
- ☐ 新たに指定する口座へ補助金を振込願います。
※ 以下に口座情報を記入してください。

金融機関	金融機関名	支店名
	金融機関コード（4ケタ） □□□□	支店コード（3ケタ） □□□
口座種別	普通 ・ 当座 ・ その他（ ）	
口座番号	□□□□□□□□	
フリガナ		
口座名義（漢字）		